

早稲田大学博士論文(概要)		
	学位記	文科省報告
2004	3950	甲 ② 1932

「日本軍の捕虜政策の研究」梗概

内海愛子

本論文は、アジア太平洋戦争期を中心とした「日本軍の捕虜政策の研究」である。

日本が受諾した「ポツダム宣言」（1945年8月14日受諾を通告）には「吾らの捕虜を虐待せる者をふくむあらゆる日本の戦争犯罪はこれを厳しく裁く」（第10項）との条項があった。敗戦後、裁かれるべき日本の戦争犯罪として唯一、特記されたのが捕虜の虐待である。戦争裁判の実施と、捕虜虐待を行った者への裁きは、「ポツダム宣言」の受諾を通告した時から予想されていた。連合国の裁判を避けるための「自主裁判」の構想もあった。捕虜問題では軍が実態調査にのりだした。だが、日本軍の調査が間に合わないほど、アメリカ軍の動きは敏速だった。捕虜の身柄の安全を確保するとともに、解放され捕虜一人一人から詳細な聞き取りをおこない、捕虜収容所の資料を押収し、俘虜情報局や陸軍省軍務局俘虜管理部など関係官衙への聞き取り調査も始めていた。それは、東条英機など戦争指導者たちへの調査、逮捕と同時に進行し、時には、捕虜収容所関係の逮捕が先んじていた場合もある。アメリカのこうした動きは、下村定陸軍大臣をして「吾人の予想外とするところ」と言わしめたほどである。

なぜ、アメリカ軍をはじめとする連合国が、これほどまでに捕虜虐待の責任の追及と実態の解明を急いだのだろうか。

第二次大戦で捕虜となったアメリカ軍将兵は13万201人、このうち日本軍の捕虜になった者3万3587人である。その37.3%が死亡した。ドイツ軍の捕虜になったアメリカ兵の死亡が1.1%であることを考えると、いかに捕虜の死亡率が高かったのかがわかる。イギリス軍やオーストラリア軍の場合同じような死亡率は高い。オーストラリア軍の場合は、戦闘で死亡した兵士より、捕虜になって死亡した者の方が多いと言われている。この捕虜の死亡は、誰に責任があるのか、その追及は軍上層部から収容所、捕虜を労務員した民間企業、降下したB29搭乗員を殺害した村人にまで及んだ。アメリカ合衆国第八軍が、捕虜の関係者をつぎつぎと逮捕した。中には、東条英機などとほぼ同時に逮捕された者もいる。東京俘虜収容所の初代所長長鈴木薫二の場合である。鈴木は、東条英機の逮捕（9月11日）の翌日、戦争犯罪人に指名され、14日には横浜刑務所に連行されている。フィリピンはもちろん捕虜収容所に勤務した者の全員の名簿の提出も命じられた。11月には300人の収容所関係者が逮捕、収監されている。

戦争中に赤十字国際委員会や中立国を通してくり返された抗議や問い合わせをほとんど軽視あるいは無視してきた日本軍は、アメリカをはじめとする連合国の怒りと責任追及の厳しさを理解していなかった。1944年には米英は日本を激しく批判し、責任を追及することを声明したにもかかわらず、ほとんど有効な対応をしてこなかったのである。責任追及の矢面に立たされた俘虜情報局や俘虜管理部の職員は、軍や政府の上層部が戦中と変わらない捕虜観のまま、いまなお事態を糊塗しようとしていることに苛立ち、「敵」はごまかされないとすら述べている。連合国が捕虜問題を重視し、その責任の追及

にのりだしていることを、訊問をうけた俘虜情報局の職員は肌身にしみて感じ、軍上層部の対応がいかに無責任に映っていたのである。

アメリカ、イギリス、オーストラリア、オランダ、フランス、フィリピン、中国（中華民国）がおこなった「通例の戦争犯罪」を裁いた軍事裁判いわゆるBC級戦争裁判は、起訴件数の16%、起訴された人員の17%、有罪者の27%、死刑の11%が捕虜収容所関係者でしめられていた。とくに、横浜で開かれたアメリカ合衆国第八軍による裁判（横浜裁判）の場合、起訴事件数331件のうち捕虜に関係しない事件は8件にすぎない。収容所関係者だけでなく、憲兵、警察官、陸海軍軍人、医療関係者、民間企業の職員、村人など、その所属・身分に関係なく捕虜虐待に関わったと思われる者が起訴され、裁かれている。捕虜虐待は日本軍の「代名詞」になっただけでなく、戦後もなお、日本外交の「棘」になっていた。戦後史の節目節目でその感情が表出する。

連合国から厳しく裁かれた日本軍の捕虜政策は、どこに問題があったのか、下級将校や末端の監視員などの私的制裁では説明がつかない、軍と政府による政策の検証が求められる。極東国際軍事裁判で検察局は、日本軍、政府の権限と責任を追及していた。戦争裁判と平行して国際法学者を中心とした研究も進められていた。しかし、裁判の終了とともに、裁かれた捕虜政策への関心は薄れていった。現行憲法のもとで、軍隊をもたない日本に「捕虜問題」がなかったことも研究が進まなかった一因だろう。戦争裁判のために関係資料が押収されていたこともある。また、戦争裁判で裁かれたこともあり、個人のプライバシーの観点から法務省や外務省が収集してきた資料が公開されなかったこともある。1998年外務省は、長年の懸案だった東京裁判・BC級裁判関係の資料を公開している。また、アメリカ軍が押収した文書も返還されている。現在、ワシントンの国立公文書館では、新たな日本軍の戦争犯罪関係資料が公開され始めた。これまでアクセスが難しかった資料も逐次公開されることで、虐待を産んだ日本軍の捕虜政策の再検討が可能になってきた。

本論文では、近年公開されている資料や関係者への聞き取りなどを通じて、軍と政府の機構と政策の検証を通して、捕虜はもちろん、裁かれた日本人、朝鮮人、台湾人など多くの犠牲者を生んだ日本軍の捕虜政策の問題点を解き明かそうとするものである。

本論文は6章から構成され、概要は以下の通りである。

第1章「文明国からのお客さん」

IとII. 「日清戦争の捕虜・国際法の中の戦争」では、捕虜の処遇が人道的であったと評された日清・日露戦争の捕虜政策を概観する。その処遇は、アジア人とロシア人に対するダブルスタンダードとの指摘もある。近年発掘された元兵士の日記を引用しながら、捕虜を優遇した一方で起こった住民虐殺についてふれた。

III. 「第一次大戦とドイツ人捕虜」では、日本が捕虜を優遇する国との「伝説」をつくりあげた第一次世界大戦のドイツ人捕虜の処遇を取り上げた。とくに板東俘虜収容所の処遇は、いまなお語り伝えられ、現在、その跡地の鳴門市にはドイツ館が建てられている。

この収容所は、日本で最初にベートーベンの第九が演奏された地としても有名であり、記念館には当時の演奏会を再現する舞台も設けられている。捕虜たちが作り上げた庭園も保存されているなど、捕虜と収容所との関係は極めて友好的だった。板東にかぎらず、習志野など全国に設置された収容所でも捕虜と住民との関係もよく、一部ではパン、ソーセージ、バウムクーヘンなどなど、地元で技術移転が行われたところもあった。

日露戦争の捕虜に引き続き、国内の捕虜収容所に収容された捕虜は国際法規に則って処遇されていた。アジア太平洋戦争との差異を明らかにするために、板東俘虜収容所を中心に、ドイツ人捕虜の処遇にふれた。板東俘虜収容所は、会津藩出身の松江豊寿という所長の特異な性格もあって、考えられないほど捕虜の自主性を重んじた処遇を実行している。政策とともに松江個人の性格も捕虜優遇を理解する上で重要であるため、その長女へのインタビューもおこなった。記述にはその時の情報が基調にある。

IV. 「宣戦布告なき戦争」 宣戦布告なき戦争である中国での戦闘で捕獲された中国人兵士は、捕虜なのか。東京裁判で武藤章軍務局長は、かれらは「捕虜として扱われませんでした」と述べている。宣戦を布告していないため、俘虜情報局も開設されていない。だが、実際の戦闘は行われ、中国人の捕虜がでてくる。かれらは捕虜でなく何なのか。その曖昧な処遇が、現地軍による捕獲した中国人の殺戮、労務者としての酷使を生んだのではないのか。本章では、中国人兵士が捕虜かどうか、軍の法規上の扱いとともに、現地軍は実際に中国人をどのように処遇したのか、中国帰還者連絡会の会員への調査から、戦場での捕虜の処遇にも言及した。これら中国人の国際法上の身分は、アジア太平洋戦争でのアジア人捕虜の処遇とあわせて大きな問題となっている。現在、進んでいる戦後補償裁判の原告の一人劉連仁は、戦後、日本政府に「捕虜」の身分の確認を求めた。日本政府はこれを拒否し、「華人労務者」としてあつかった。

なお、日本兵の捕虜観を考える時「戦陣訓」がかならず引き合いに出される。兵士たちが朝晩これを唱和させられた「戦陣訓」がなぜ示達されたのか。軍紀の乱れへの軍上層部の危機感であることはいうまでもない。陸軍省は1942年に「陸軍刑法」の改正に着手している。だが、「戦陣訓」だけが兵士をしぼったのだろうか、日本兵が「捕虜になること」に強い恐怖をいだくようになったのは、「死の差別化」が行われたからではないのか。日中戦争がはじまると、兵士の死は、死亡・戦死・戦病死などと、その原因を戸籍に記載し、「名誉の戦死」とそうでない死が区別されるようになった。捕虜になることの恐怖が「制度化」されていた、この点にも言及した。

第2章「アジア太平洋戦争の捕虜たち」は、アジア太平洋戦争での日本軍の捕虜政策を中心に論じた。戦後の戦争裁判にも引き継がれた日本の捕虜政策、その最初の「躓き」は、ジュネーブ条約の「準用」の回答にある。捕虜の人権を尊重したこの条約を、日本は調印したが批准しなかった。条約に抵触する国内法があったこともあるが、批准をすれば捕虜の方が日本兵よりも優遇されてしまうといわれるほどの捕虜に手厚い保護を加えた条約だった。批准しない条約を、日本は開戦後に「準用」することを連合国に通告したのである。「準用」の解釈が分かれた。日本側は「その精神を尊重する」との意味だというのが、

連合国は批准と同じと解釈したのである。戦争中、たえずジュネーブ条約に違反しているとの抗議をつづけている連合国に、日本は、「精神を尊重する」という曖昧な姿勢で臨んだ。双方の誤解と亀裂が深まっていった。

1942年3月、南方作戦が一段落した段階で、日本軍の捕虜は25－30万人ともいわれる。この予想外の捕虜の数に、日本は対応する能力を欠いていた。この数の捕虜を国際法にのっとって処遇することがむずかしい日本は、捕虜を白人とアジア人に分類し、後者を「ロームシャ」として動員した。インド兵などが捕虜ではなく、捕虜から「解放」して、「ロームシャ」として使われたのである。

また、白人の捕虜はもちろん労務動員するだけでなく、思想宣伝の材料として活用することを計画した。「アジア解放の聖戦」という戦争の大義名分に捕虜は有効だった。欧米列強の支配下にあったインド兵、フィリピン兵、インドネシア兵などを「解放」する演出を行った。「解放」したあとで、一部を労務動員したのである。白人捕虜は、日本人、とりわけ植民地朝鮮や台湾には有効と考えられた。徴兵制の施行を考えていた朝鮮軍は、実際に白人捕虜をこれら植民地の民衆にみせることで、「無敵皇軍」を宣伝したのである。白人捕虜は、労務動員と戦争のプロパガンダとに利用されたのである。

捕虜を肌の色で分類したように、捕虜の管理も二分されていた。日本軍は、捕虜を現地作戦軍の捕虜と国際法規に則って設置された捕虜収容所に收容された捕虜とに分類していた。前者を軍令の捕虜、後者を軍政の捕虜と分類、日本軍が「正式の捕虜」というのは、後者の「軍政の捕虜」である。軍政の捕虜には、戦時国際法にのっとった処遇が考えられている。この分類は軍令と軍政という日本軍の機構上の権限と責任の分掌であるが、これを捕虜の処遇に持ち込んだのである。連合国にとってわかりにくい捕虜の身分の二分であるが、実際の処遇には差がある。交戦国は、捕虜の情報を赤十字国際委員会に通報しなければならないが、通報は「軍政の捕虜」の場合である。すなわち陸軍大臣が設置した捕虜収容所に收容されてからということになる。また、捕虜将校には日本軍の同じ階級の者と同額の俸給が支給されるが、捕虜収容所に收容された日すなわち「軍政の捕虜」になった日から算出されて、俸給が支給される。

「軍令の捕虜」も捕虜ではあるが、「正式の俘虜」ではないという、この捕虜の身分の区別もわかりにくく、捕虜の処遇に大きな問題を残した。

第3章は「労務動員された白人捕虜」では、日本国内の深刻な労務不足を補うために、南方から捕虜が輸送されてきた白人捕虜の処遇に焦点をあてている。その数は1945年8月までに3万人を越えている。どの労働現場に、どの白人捕虜を派遣するのか、軍・政府・企業が一体となって捕虜の動員体制作り上げていった。捕虜の賃金はどう決められ、その支払いはどうなっているのか、動員は誰が決定し、その管理は誰が行うのか。捕虜収容所の管理の変遷に注目し、朝鮮人や中国人とことなる捕虜の労務動員の責任体制を追った。これまで、わかりにくかった捕虜収容所の管理の変遷も初めてあとづけることができた。捕虜収容所は各軍司令官下に隷属する所長がその管理の人にあたっているが、戦局の

悪化とともに、軍人に代わって傷痍軍人や民間人に警戒に当たらせるように方針を変換した。ここに、民間人が敵の捕虜を管理するという変則的な自体を生み、敵愾心から捕虜への私的制裁という問題も生んだのである。

第4章 「白人捕虜の労務動員－東南アジアの場合－」は、おなじ捕虜の労務動員を「帝国外」の東南アジアの場合で考えた。オーストラリア人捕虜の場合は「極東地域連合軍」(ABDA軍)の一員として動員されて、捕虜になっているため、これまでほとんど注目されてこなかったABDA軍について初めにふれた。東南アジアでは、泰緬鉄道とインドネシア東部での飛行場建設に動員された捕虜の犠牲が大きかったことから、この2カ所に焦点をしばった。補給体制の脆弱さ、指揮命令の複雑なことや権限の分化など、捕虜の死亡は、食糧や医薬品の不足だけでなく、日本軍の機構上の問題が現場でも大きな問題を生んでいたことを、泰緬鉄道を例に考察した。インド人捕虜を例に、日本軍の「捕虜」とは誰かの考察もこの章に加えている。

第5章 「捕虜観の日米摩擦」は、日本の捕虜観と欧米の捕虜観の落差を、具体的なプロパガンダを事例に取り上げた、日本軍兵士が捕虜をどのように考えているのか、投降直前の捕虜の心境や投降後の心境などは、多くの手記が出ており、また大岡昇平の「俘虜記」などが有名である。本章では、フィリピンで部下を連れて投降し、アメリカ軍の俘虜収容所で日本への終戦工作に加わった小島清文へのインタビューをもとに、日本兵にとって捕虜の呪縛から逃れるのがいかにむずかしいのか、それが捕虜への蔑視や虐待と無関係でないことを論述した。また、敵国の捕虜だけでなく、捕虜になってしまった自国民を政府がどの対応しているのか、その具体的な差異を見るためにイギリスの俘虜情報局が刊行している機関誌を一部掲載した。捕虜の問題は、敵国の捕虜の処遇の問題にとどまらず、徴兵し送り出した政府や軍が、自国の兵士にどのような責任をとるのか、その国家の体質が捕虜の処遇に顕著に現れるのではではないか。俘虜情報局が機関誌を発行している事実に驚いたが、その記事は日本と連合国との自国民にたいする責任のありようを物語っているように思われるからである。

第6章 「敗戦・引揚・戦争裁判」は、日本政府の曖昧な回答、フィリピンで目の当たりにした収容所の惨状、泰緬鉄道の捕虜の証言、逃亡捕虜からの情報－どれも日本の捕虜の処遇に、連合国は激しい怒りをいだいた。捕虜の生命に危機感すら抱いていた。餓死だけでなく捕虜を全員殲滅するとの怖れである。占領に先だって連合国が何よりも優先したのが、捕虜の身柄を安全に確保することだった。まず、「大東亜共栄圏」全域の捕虜収容所の一覧と、捕虜名簿の提出を日本に求めた。B29による補給作戦、捕虜虐待への調査、その後に行進した戦争裁判、連合国の追及の一方でこれまでほとんど解明されていなかった日本軍による俘虜虐待の調査委員会の存在と、ことなる収容所長の懲罰権を利用した捕虜を虐待した者への懲罰を行なおうとした日本側の動きをまとめた。調査委員会はその実態がほとんど解明されてこなかったが、本章では福岡俘虜収容所の副官として一貫して捕虜の管理にあたった渡嘉敷唯昌への聞き書きと同氏から提供された資料をもとに、調査委員会の存在に焦点をあてた。日本は戦争裁判を手をこまねいて迎えたのではなく、抵抗と協力のなかで、アメリカによる追及をなんとかかわそうとしてきたが、この調査委員会の

設置もその動きの一つと考えられる。

本稿は、アジア太平洋戦争期のアメリカやイギリスやオーストラリアやオランダが、激しく非難する日本軍の捕虜の取り扱いを、軍官僚機構の責任と権限、そのなかでの政策の立案と実行の過程を検証しながら、捕虜虐待が個人による制裁の問題もあるが、さらに軍令と軍政の分化、統帥権、「権限への逃避」など、日本軍のもつ構造的な問題から生じていることを明らかにしようとした。これまで、戦争裁判の中で捕虜虐待が論じられてきたこともあって、捕虜の問題を個々の将兵の私的制裁という次元で論じられることが多かった。本稿では、日本の政府、軍の機構がうんだ組織的な問題であったことを、関係者への聞き取りと新たに公開された資料なども利用しながら論述したものである。

1906（明治39）年6月、佐々木信綱が文部省の嘱によってつくった文部省唱歌「水師營の会見」がある。その詞の中で次のような一節がある。

「4. 昨日の敵は今日の友、語ることばもうちとけて、我はたたえつ、かの防備。かれは称えつ、我が武勇」と、ロシアのステッセル将軍と乃木大将の会見を謳い込んでいる。

第一次大戦でのドイツ人捕虜の処遇も良かった。その処遇はいまなお語り伝えられ、現在、鳴門市にはドイツ館が建てられている。だが、「橋中佐」（文部省唱歌1912（大正元）年12月）には、「恥を思えや、つわものよ。死すべき時はいまなるぞ」と、捕虜を恥とする考えが歌い込まれている。10年足らずでこのように捕虜の見方が変わっている。あるいは、敵の捕虜は讃えても、兵士には捕虜は恥とする観念を強調していったとも考えられる。

日清・日露戦争の捕虜処遇が本当に良かったのか、アジアとロシアのダブルスタンダードとの指摘もある。捕虜政策がどのようにして変わったのか。

筆者はこれまで戦争犯罪人とされた朝鮮人捕虜監視員の問題に注目してきた。植民地出身者になぜ、戦争責任が集中したのか、植民地出身、傭人という軍属の最下級の階級だった問われるべき戦争責任とは何なのか、日本軍における命令と個人責任の関係はどうあるべきなのか、連合国はなぜ、植民地問題を無視したのか、末端の軍属の視点から捕虜虐待という戦争犯罪を考えてきた。本稿ではこうした問題の根底にある日本軍の捕虜政策に絞って考察した。